

ご来場者各位

飯能ゴルフクラブ

ゴルフ場利用税額の改定について

ゴルフ利用税額について、下記のとおり埼玉県税事務所より通知がありましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 改定期間・・・平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで

| 期 間 | | ゴルフ場利用税額 |
|---------|----------|----------|
| 平成 28 年 | 4 月～6 月 | 1,200 円 |
| | 7 月～8 月 | 1,100 円 |
| | 9 月～12 月 | 1,200 円 |
| 平成 29 年 | 1 月～2 月 | 1,100 円 |
| | 3 月 | 1,200 円 |

以上